

5 樋門（水門）の管理委託協定等

樋門の管理委託に関する協定書

東京都世田谷区（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）とは、乙が公共下水道施設として世田谷区内の多摩川堤防に築造した樋門の管理を、甲に委託するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、樋門の管理委託に関し必要な事項を定め、適性かつ円滑な管理の遂行を図ることを目的とする。

（協定対象）

第2条 この協定に基づき乙が甲に管理委託する樋門は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宇奈根樋門 世田谷区宇奈根二丁目2番地
- (2) 下野毛樋門 世田谷区野毛二丁目30番地
- (3) 等々力樋門 世田谷区玉堤一丁目21番地
- (4) 谷川樋門 世田谷区玉川三丁目25番地

2 前項のほか、今後乙が築造する樋門をこの協定の対象にする必要が生じた場合は、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（委託範囲）

第3条 樋門の維持管理業務のうち、乙が甲に委託する範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 門扉操作
- (2) 樋門の点検整備
- (3) 建設省関東地方建設局長の指示に基づく樋門川表の堆積土砂のしゅんせつ
- (4) その他樋門の管理に必要な事項

（費用の負担）

第4条 前条の委託業務に要する費用は、全額乙が負担する。

（門扉操作及び点検整備）

第5条 門扉操作は、別に乙が定める「門扉操作要領」によるものとし、樋門の点検整備は、細目協定に定めるところによるものとする。

（損害補償）

第6条 樋門の管理業務によって生じた損害（第三者への損害も含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が明らかに甲の責に帰する理由による場合は、甲の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、損害が天災その他不可抗力による場合は、甲乙協議して定める。

（施設の引継）

第7条 乙は、この協定締結後、10日以内に、各樋門ごとに甲と立会を行い、文書をもって甲に施設の引継（財産権の移動は除く。）を行うものとする。

（協定変更）

第8条 この協定の内容について変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（細目協定）

第9条 この協定の実施に必要な細目事項については、甲乙協議のうえ、別に定める細目協定によるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1箇年とし、甲乙双方に異議のない場合は、更に向こう1箇年間同条件で更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（規定外事項等）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、記名押印のうえ甲乙各1通を保有する。

昭和51年1月22日

甲 東京都世田谷区
区長

乙 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
下水道局長

樋門の管理委託に関する細目協定（写）

東京都世田谷区（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）とは、樋門の管理委託に関する協定（以下「協定」という。）の細目協定を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この細目協定は、協定の施行について必要な事項を定め、協定の円滑な運用を図ることを目的とする。

（管理施設）

第2条 協定第2条の樋門は、別添図書のとおりとする。

（たい積土砂のしゅんせつ）

第3条 協定第3条のたい積土砂のしゅんせつは、建設省関東地方建設局長（以下「河川管理者」という。）から指示された範囲を指示された日時までに施行するものとする。

2 前項のしゅんせつ工事に関する河川管理者への着手届及び完了届は、甲が行うものとする。

（費用の協議）

第4条 甲は、毎年度、当該年度の管理業務に要する費用を算定し、乙に協議するものとする。

（費用の支払い及び清算）

第5条 前条の協議により決定した費用の支払いは、一括予納を原則とし、乙は、甲の請求によりこれを支払うものとする。

2 甲は、前項の予納金を当該年度末までに清算書を乙に送付して清算するものとする。

（損害補償の処理）

第6条 協定第6条の損害の処理は、第三者損害も含めて乙が処理を行うものとする。

2 甲は、前項の処理に必要な資料を乙の要求により提出すると共に、乙に積極的に協力してその解決に努めるものとする。

（門扉操作要領）

第7条 門扉操作要領は、別紙のとおりとする。

（樋門の点検整備）

第8条 樋門の点検整備は、樋門の操作及びその機能に支障をきたさないよう、次の各号について行うものとする。

- (1) 門扉の開閉状況
- (2) 取付護岸（根固を含む）の維持状況
- (3) 下流側の河床洗掘の状況（水叩、護床工）
- (4) その他必要な箇所

2 前号の点検整備は、出水期（6月～10月）においては毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上行うものとし不良箇所等の早期発見に努めるものとする。

（管理の開始）

第9条 甲は、樋門の引継を受けた日から樋門の管理を開始するものとする。

（記録等の提出）

第10条 甲は、「操作日報」及び「点検簿」を作成し、四半期ごとに乙に提出するものとする。

（河川管理者への届出）

第11条 乙は、この協定に基づく樋門の管理委託について、甲が管理を開始する日までに河川管理者へ届け出るものとする。

（連絡体制）

第12条 樋門の管理委託に関する甲乙双方の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 世田谷区土木部工事課長
- (2) 乙 下水道局南部管理事務所維持課長

この細目協定を証するため、細目協定書2通を作成し記入押印のうえ、各1通を保有する。

昭和51年1月22日

甲 東京都世田谷区
区長

乙 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
下水道局長

樋門の門扉操作要領（4箇所集約化）

樋門の管理委託に関する協定5条の規定により宇奈根、下野毛、等々力、谷川樋門の門扉操作要領を次のとおり定める。

（総則）

第1条 協定第3条第1項の規定により甲が行う宇奈根、下野毛、等々力、谷川樋門の門扉操作は、この操作要領によるものとする。

（操作の目的）

第2条 門扉の開閉操作は、多摩川の洪水等が雨水幹線及び公共溝渠へ逆流するのを防止し、かつ降雨時の雨水を速やかに排除することを目的とする。

（要員及び連絡体制の整備）

第3条 甲は門扉操作に関する要員及び連絡体制を整備し、門扉開閉責任者の氏名及び門扉開閉用機械器具の保管場所等を関係機関へ周知せしめるものとする。

（平常時の操作）

第4条 平常時は門扉を全開にしておくものとする。

（洪水時の操作）

第5条 洪水時における操作は、門扉川表と川裏の水位差によって次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 川表（多摩川）の水位が上昇傾向にあって、雨水幹線及び公共溝渠へ逆流の虞れがある場合は、半開以下の状態にし、逆流開始と共に速やかに閉鎖するものとする。

(2) 門扉の閉鎖後、川裏の水位が川表の水位を上回った場合は、門扉を幾分開いて川裏の水位を下げるものとする。

(3) 前各号の規定にかかわらず、川表の水位が、

宇奈根樋門	TP.	14	m
下野毛樋門	TP.	8	m
等々力樋門	TP.	7.95m	(AP 9.08m)
谷川樋門	TP.	10.52m	(AP 11.65m)

に達した場合又は、河川管理者から閉鎖するよう通報があった場合は、速やかに閉鎖するものとする。

（操作に関する記録及び通報）

第6条 洪水時に門扉を操作した場合、門扉開閉責任者は、次に掲げる事項を記録し、関係機関へ通報するものとする。

(1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

(2) 当日の多摩川、雨水幹線及び公共溝渠の水位並びに気象状況

(3) その他必要な事項

2 第3条及び前項の関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 建設省関東地方建設局京浜工事事務所田園調布出張所
- (2) 玉川警察署長（宇奈根樋門は成城警察署長）
- (3) 玉川消防署長（宇奈根樋門は成城消防署長）
- (4) 下水道局南部管理事務所維持課長
- (5) その他必要な機関

（その他の事項）

第7条 この操作要領に定めのない事項が発生した場合、門扉開閉責任者は、その都度下水道局南部管理事務所維持課長と協議して措置するものとする。

以上

下野毛排水樋門の操作について、当面の間、操作要領等に加えて以下により実施する。

・多摩川増水時の操作は、操作要領第6条のとおり、第5条に準じた操作を行う。

第5条の(2)の逆流の判断は、直近の雨水ます（野毛二丁目さくらんぼ公園そば）の雨水ますの水位がGL-50cmに達した場合に、いったん全閉する。

・全閉の後は、従前の通りとする（操作要領第5条の(3)その他記載による）。

水門等操作委託契約書

1. 委託水門等の名称 玉川排水樋管外1件操作委託
2. 委託金額 別紙内訳書のとおり
3. 履行地 別紙内訳書のとおり（玉川排水樋管・新玉川排水樋管）
4. 実施期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

委託者 京浜河川事務所長 澁谷 慎一 と受託者 世田谷区長 保坂 展人
とは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十九条の規定に基づき、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 委託者（以下、「甲」という。）及び受託者（以下、「乙」という。）は、玉川排水樋管外1件（以下「樋門」という。）の操作並びに点検（以下「操作等」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか別冊の仕様書及び要領に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書及び要領に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（操作等の委託）

第2条 甲は樋門の操作等に必要な次の各号に定める経費について負担するものとする。

- | | | |
|---------|---------|-------|
| 一 直接人件費 | 三 点検整備費 | 五 その他 |
| 二 電力料 | 四 油脂類 | |

（委託費）

第3条 甲は別冊の仕様書に定める金額を前条第1号で定める直接人件費として、乙に支払うものとする。

（支給品及び貸与品）

第4条 甲はこの契約を履行するために必要な支給品及び貸与品（以下、「支給品等」という。）を別冊仕様書により定めるものとする。

2 乙は支給品等を善良な管理者の注意義務をもって保管し、取り扱わなければならない。

3 乙の故意又は重過失によって支給品等を減じた場合には、乙は甲の指定した期間内にその損害を賠償しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は別冊の要領に基づく日報を作成し、一箇月分を取りまとめ翌月の5日までに提出しなければならない。

2 乙は洪水時に樋門を操作した時は、当該洪水の終了後その経過を遅滞なく甲に報告しなければならない。

3 乙は樋門の維持並びに危害防止等のため特に必要と認められるときは遅滞なく甲に通報しなければならない。

（業務料の支払い）

第6条 乙は各四半期経過後、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求するものとする。この場合の請求額は甲乙協議して定めるものとする。

当該委託料の清算に当たっては、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類に基づく支払実績額を清算報告書に記載すること。

2 甲は前項の請求書を受領したときは、30日以内に支払わなければならない。

3 委託期間に一箇月未満の端数がある場合は当該月による日割計算とする。

（権利業務の譲渡等）

第7条 乙はこの契約に生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、又は継承させてはならない。ただし甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（操作員の選任）

第8条 乙は樋門の操作等にあたる者（以下、「操作員」という。）をあらかじめ選任届を提出し、甲の承諾を得るものとする。

これを変更する場合も同様とする。

2 甲は前項の操作員が業務の履行上不適当な者であると認められるときは、乙に対してその理由を明示して、その変更を求めることができる。

（損害賠償）

第9条 業務の実施によって第三者に及ぼした損害は、甲が負担するものとする。ただし、その損害の発生が乙の責に帰する理由による場合は乙の負担とする。

（契約の解除等）

第10条 甲は乙の不正又は不誠実な行為等やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は樋門の廃止等によって、この契約を継続することが不可能又は不必要になった場合はあらかじめ、乙に申し出てこの契約を解除することができる。

3 甲が契約に違反し、その違反によりこの契約を継続することが不可能となった場合は、乙は甲に申し出てこの契約を解除することができる。

（契約の変更）

第11条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第12条 この契約に定めのない事項、若しくはこの契約によることができない事由が発生した場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書二通を作成し甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

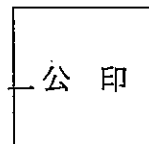
平成30年4月1日

甲 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

分任支出負担行為担当官

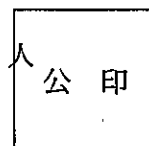
関東地方整備局

京浜河川事務所長 澁谷 慎



乙 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区長 保坂 展



委託に係わる樋門、樋管の操作方法（玉川排水樋管）

第一章 総 則

第二章 樋管の操作の方法

第三章 警戒体制

第四章 雑 則

第一章 総 則

（趣旨）

第1条 この要領は多摩川水系多摩川 玉川排水樋管（以下「樋管」という）の操作委託について必要な事項を定める。

（操作の目的）

第2条 樋管の操作は多摩川の洪水の樋管への逆流を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

（操作の基本方針）

第4条 樋管の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管の操作は、第5条及び第7条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

第二章 樋管の操作の方法等

（氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 受託者は、東京都大田区田園調布地先の田園調布（上）水位観測所において測定した多摩川の水位（以下「田園（上）水位」という。）が、5.40メートル以上であるときは、次の各号の定めるところにより、樋管を操作するものとする。

- 一、多摩川から樋管への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開にしておくこと。
- 二、多摩川から樋管への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
- 三、樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項の場合において、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第6条 受託者は、前条の操作を行っている場合において、田園（上）水位が10.50メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以

下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求められることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

(平水時における操作の方法)

第7条 受託者は、田園（上）水位が5.40メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 受託者は、京浜河川事務所長の指示あるいは事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第4条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作できるものとする。

(操作等の報告)

第9条 受託者は、次に掲げる操作を行ったときは速やかに報告を行うものとする。

- (1) 受託者は操作等の起因により事故が発生したとき、又は第8条の操作方法の特例により操作を行ったときは、速やかに京浜河川事務所長に報告するものとする。
- (2) 洪水時における操作の際、ゲート閉操作開始時、ゲート全閉時、ゲート開操作開始時、ゲート全開時に、別紙-1により、それぞれの時点で記載できる内容を記載のうえ、別紙-1にある報告先へ報告するものとする。

(操作等に関する記録)

第10条 受託者は、樋管を操作したときは次に掲げる事項を記録し、事務所長に提出するものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 操作の際に観測した外水位、内水位（別紙様式-1に記入）
- (6) 第8条に該当するときは、操作の目的
- (7) その他参考となるべき事項

第三章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第11条 受託者は、京浜河川事務所長の指示による時、または以下にあげるときは、ただちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 田園（上）水位が4.50メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるとき。
- (2) 多摩川について洪水注意報又は洪水警報が発表されたとき。

- (3) その他洪水が発生するおそれがあり、京浜河川事務所長から指示があるとき。

(警戒体制における措置)

第12条 受託者は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第13条 受託者は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなった時は、京浜河川事務所長の指示による時、またはゲートを全開し、かつ、田園（上）の水位が4.5メートルを下回り、水位がさらに下降している時は警戒体制を解除するものとする。ただし、その他洪水等が発生するおそれがあり、京浜河川事務所長から指示があるときはこの限りではない。

- ※) 現地の状況等により、受託者が警戒体制に入る（継続する）必要性が考えられるときは出張所へ連絡の上体制に入る（継続する）ものとします。

第四章 雑 則

(点検及び整備)

第14条 受託者は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については点検整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第15条 受託者は、田園（上）水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第16条 受託者は、樋管の管理に関する事項については、操作日報を作成し提出するものとする。

玉川排水樋管操作報告書

○報告項目

内 容	日 時	報告時 (*)
洪水警戒体制	平成30年 月 日	
開始時刻	〇〇:〇〇	
解除時刻	〇〇:〇〇	
ゲート閉操作開始時刻	〇〇:〇〇	*
ゲート全閉時刻	〇〇:〇〇	*
ゲート開操作開始時刻	〇〇:〇〇	*
ゲート全開時刻	〇〇:〇〇	*

※) *印の時点でFAXにより報告し、電話にて送受信の確認を行う。

○受報確認

送信欄		受信欄	
送信時刻	送信者	受信時刻	受信者
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

○報告先

- ・京浜河川事務所 京浜対策支部、管理課
 FAX : 045-503-3174 (FAX送付先:京浜対策支部)
 FAX : 045-503-4023 (FAX送付先:管理課)
 TEL : 045-503-4054 (受報確認先:京浜対策支部)
- ・田園調布出張所
 FAX : 03-3721-4289 (FAX送付先)
 TEL : 03-3721-4288 (受報確認先)

委託に係わる樋門、樋管の操作方法（新玉川排水樋管）

- 第一章 総 則
- 第二章 樋門の操作の方法
- 第三章 洪水警戒体制
- 第四章 雑 則

第一章 総 則

（趣旨）

第1条 この要領は、多摩川水系多摩川 新玉川排水樋管（以下「樋管」という）の操作委託について必要な事項を定める。

（操作の目的）

第2条 樋管の操作は二子玉川地区への内水を排除し多摩川の洪水による逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋管の管理の方法

（平水時における管理の方法）

第3条 受託者は、平常時においてはゲートを全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第4条 受託者は、京浜河川事務所長の指示あるいは事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第3条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作できるものとする。

（操作等の報告）

第5条 受託者は、次に掲げる操作を行ったときは速やかに報告するものとする。

- (1) 受託者は操作等の起因により事故が発生したとき、又は第5条の操作方法の特例により操作を行ったときは、速やかに京浜河川事務所長に報告するものとする。
- (2) 洪水時における操作の際、ゲート閉操作開始時、ゲート全閉時、ゲート開操作開始時、ゲート全開時に、別紙-1により、それぞれの時点で記載できる内容を記載のうえ、別紙-1にある報告先へ報告するものとする。

（操作に関する記録）

第6条 受託者は、樋管を操作したときは次に掲げる事項を記録し、事務所長に提出するものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 操作の際に観測した水外水位、内水位（別紙様式-1に記入）

- (6) 第4条に該当するときは、操作の目的
- (7) その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第7条 受託者は、京浜河川事務所長の指示による時、または以下にあげるときは、ただちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 田園（下）の水位が4.5メートルに達しさらに上昇するおそれのあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあり、京浜河川事務所長から指示があるとき。

（洪水警戒体制における措置）

第8条 受託者は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時等において、樋管を適切に管理できる要員を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置

（洪水警戒体制の解除）

第9条 受託者は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなった時は、京浜河川事務所長の指示による時、またはゲートを全開し、かつ、田園（下）の水位が4.5メートルを下回り、水位がさらに下降している時は洪水警戒体制を解除するものとする。ただし、その他洪水等が発生するおそれがあり、京浜河川事務所長から指示があるときはこの限りではない。

※) 現地の状況等により、受託者が洪水警戒体制に入る（継続する）必要性が考えられるときは出張所へ連絡の上体制に入る（継続する）ものとします。

第四章 雑 則

（点検及び整備）

第10条 受託者は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については点検整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（観測）

第11条 受託者は、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

（日報等）

第12条 受託者は、樋管の管理に関する事項については、操作日報を作成し提出するものとする。

新玉川排水樋管操作報告書

○報告項目

内 容	日 時	報告時 (*)
洪水警戒体制	平成30年 月 日	
開始時刻	〇〇:〇〇	
解除時刻	〇〇:〇〇	
ゲート閉操作開始時刻	〇〇:〇〇	*
ゲート全閉時刻	〇〇:〇〇	*
ゲート開操作開始時刻	〇〇:〇〇	*
ゲート全開時刻	〇〇:〇〇	*

※) *印の時点でFAXにより報告し、電話にて送受信の確認を行う。

○受報確認

送信欄		受信欄	
送信時刻	送信者	受信時刻	受信者
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

○報告先

- ・京浜河川事務所 京浜対策支部、管理課
 FAX : 045-503-3174 (FAX送付先:京浜対策支部)
 FAX : 045-503-4023 (FAX送付先:管理課)
 TEL : 045-503-4054 (受報確認先:京浜対策支部)
- ・田園調布出張所
 FAX : 03-3721-4289 (FAX送付先)
 TEL : 03-3721-4288 (受報確認先)

様式-1

操作日報

平成 年 月 日		天候	洪水警戒体制発動時		洪水警戒体制解除時		記録者名									
			時刻	水位	時刻	水位	印									
		気温														
項 目			第1回	第2回	第3回	第4回							水 位 時 正			
ゲート閉鎖開始	時刻						時刻	吐口 (外水位)	呑口 (内水位)	時刻	吐口 (外水位)	呑口 (内水位)				
	外水位							m	m		m	m				
	内水位						1			18						
ゲート開放開始	時刻						2			19						
	外水位						3			20						
	内水位						4			21						
記 事							5			22						
							6			23						
							7			24						
							8									
							9									
							10									
							11			備						
							12									
							13									
							14			考						
							15									
							16									
							17									
	送 信 欄				受 信 欄											
	連 絡	送信番号	送信時刻	内 容	送受信者	受信番号	受信時刻	内 容	送受信者							
			日時分				日時分									

水門等操作委託特記仕様書

操作は契約書、委託に係わる樋門、樋管の操作方法、標準水門等点検整備要領及びこの特記仕様書による。

第1条 平常点検

平常点検整備は標準水門等点検整備要領第2条に基づき下記のとおりとする。

	点 検 整 備		計
	出水時 (6月～10月)	非出水時 (11月～5月)	
回数	月2回 計10回	月1回 計7回	17回

第2条 実操作等の時間

実操作は、操作を行うため待機を命じたときから、当該待機を解除したときまでの間の時間について行う。

イ) 操作その他所定の職務に従事した時間 (水門等までの往復に要した時間も含む)

当該時間に基本額 (当該時間の全部又はその間の一部が午後10時から午前5時までの間であるときは、その間の時間については基本額の1.25倍の額) を乗じて得た額とする。

ロ) 以外の時間

待機を命じられたときから48時間までの時間については、当該時間に基本額の3分の1の額を乗じた額を支給する。又、待機を命じたときから48時間を経過した後の時間については当該時間に基本額の6分の1の額を乗じて得た額を支給する

第3条 洪水時の退避

洪水時に操作員が安全に操作を行うことが出来ないと判断される場合には、甲から乙へ操作員の退避を指示するものとする。

また、現地状況から操作員が危険を察知した場合は、乙から甲へ退避の指示を求めることができる。

第4条 津波のおそれがある時の退避

東京湾内湾に津波警報又は大津波警報が発表されたときは、警報が解除されるまで現地での点検、操作を行ってはならない。

また、現地にて点検、操作を行っていた場合、乙は速やかに作業している者を退避させるものとする。

標準水門等点検整備要領

（目的）

第1条 この要領は、樋門及び水門並びに樋管（以下「水門等」という。）を常に良好な状態に保つよう水門等を操作するため必要な機械、器具等について、点検整備を行うことを目的としている。

（点検整備）

第2条 点検整備は、6月から10月までの期間においては月2回以上、その他の期間においては月1回以上行うものとする。

（点検整備の内容）

第3条 点検整備の内容は、次に掲げるものとする。

1 本体

- (1) 本体の劣化、はく離の状況
- (2) 本体の亀裂の状況
- (3) 継目の状況

2 ゲート

- (1) ゲートの変形の状況
- (2) ゲートの腐食の状況
- (3) ゲートの破損の状況
- (4) ゲートの開閉の状況
- (5) ゲートの水密性の状況
- (6) 戸当り金物等の状況
- (7) 支承部材の変形等の状況
- (8) 予備ゲートの状況

3 ゲート開閉装置

- (1) 原動機の状況
- (2) 減速機の状況
- (3) 切換装置の状況
- (4) 配電設備の状況
- (5) 扉体接続装置の状況
- (6) 予備原動機の状況

4 付属施設

- (1) 管理橋の状況
- (2) 樋門上下流部の取付護岸及び河床の状況
- (3) 階段等の状況
- (4) 水位観測施設の状況

水防計画

(5) 操作室等管理所の状況

5 操作に必要な機械器具の注油等

6 その他必要な箇所の点検整備

(報告)

第4条 点検整備を行った結果、施設に異常が認められたもの又は修繕を要するものについては、ただちに京浜河川事務所（以下「事務所長」という。）に報告するものとする。

(点検整備の記録)

第5条 点検整備を行った時は、点検表（様式2-1、様式2-2）にその結果を記載し、事務所長に報告するものとする。

(記録の保存)

第6条 事務所長は点検整備の記録を整備し、これを保存するものとする。

付則

この要領は、昭和56年4月1日から適用する。

様式 2 - 1

点 検 票 （ 動 力 ）

（普通点検）

令和 年 月 日（提出）

樋門(水門) 等 名	年 月 日 (点検)	(委託) 操作責任者氏名 (委嘱) 操作員氏名 印		
		判定 (良であれば○を記す)		
名 称	項 目	内 容	良	不良の場合の内容
ゲ ー ト	各部の清掃	清掃状態		
	各部の損傷	目視点検		
	ワイヤーロープのゆるみ	指触点検		
	水密部からの漏水	目視点検		
	ローラの回転異常	作動点検		
	吊シーブ	目視点検		
	集中給油ポンプ動作	作動及び目視点検		
	配管まわり	目視点検		
	塗装	目視点検		
戸 当 り	清掃状態	目視点検		
	主ローラレール、フロントローラレール、取外し戸当りレール	目視点検		
巻 上 機	清掃状態	目視点検		
	各部の損傷、歪み	目視点検及びテストハンマー		
	減速機、中間ギヤー	作動及び目視点検		
	ドラムギヤー	作動及び目視点検		
	ワイヤーロープ	目視点検		
	集中給油ポンプ動作	作動及び目視点検		
	配管まわり点検	目視点検		
	リミットスイッチ	指触及び作動点検		
	潤滑油又はグリースの給油	油及びグリース塗布		
	手動及び動力の切り替え	作動点検		
開度指示確認	目視点検			
原 動 機 (電 動 機)	始動状況	作動点検		
	燃料等の確認	燃料補給及び注油		
	振動及び異常音	指触及び聴覚点検		
予 備 発 電 機 (発 電 機) (直流電源盤)	始動状況	作動点検		
	燃料等の確認	燃料補給及び注油		
	振動及び異常音	指触及び聴覚点検		
	盤面の状態	目視点検		
	蓄電池	目視及び計測点検		

水防計画

名 称	項 目	内 容	判定 (良であれば○を記す)	
			良	不良の場合の内容
(発電機盤)	盤面の状態	目視点検		
機側操作盤	盤面の状態	目視点検		
	電流値、電圧値	計測点検		
そ の 他	管理橋	清掃状態		
	階段	清掃状態		
	量水標	清掃状態		
	水位計	動作点検		
	取付護岸の損傷	目視点検		
	樋門(水門)等内の堆積土等	少量のものは撤去 (大量であれば連絡)		
	付近上下流のゴミ等	目視点検		
記 事				
処 置 (事務所記入)				

(注) 該当しない項目は、/で抹消すること。

様式2-2

点検票（手動）

令和 年 月 日（提出）

名称	項目	内容	判定（良であれば○を記す）	
			良	不良の場合の内容
樋門（水門） 等名		年 月 日 （点検）	(委託) 操作責任者氏名 (委嘱) 操作員氏名 印	
ゲート	各部の清掃	清掃		
	各部の損傷	目視点検		
	水密部の漏水	目視点検		
	ローラー回転状況	作動点検		
捲上機	内外部の清掃	清掃		
	潤滑油又はグリースの給油等	給油及びグリース塗布		
	ゲートの開閉状況	作動点検		
その他	管理橋	清掃		
	階段	〃		
	量水標	〃		
	本体の損傷	目視点検		
	取付護岸の損傷	〃		
	樋門（水門）等内の堆積土等	少量のものは撤去 （大量であれば連絡）		
	付近上下流のゴミ等	軽易なゴミ等の除去整備		
記事	（上記以外で特に操作に支障となる事項があれば記す）			
処置 （事務所記入）				

(注) 該当しない項目は、／で抹消すること。